

協定書

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会及び、全日本港湾運輸労働組合同盟は、2020年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 港湾運送事業基盤の強化と港湾運送政策への対応について

- (1) 認可料金制の復活は労使共通の課題であり、その目的達成に向けて行政等関係者に対して、労使共同の取り組みを具体化する。
具体的な取り組み内容については労使政策委員会で検討する。
- (2) 政府の港湾政策等に対しては、港運業界の秩序維持を基本に、港運労使が常に主体性をもって取り組むこととする。
そのために、必要に応じて業界の認識・立場を政府・行政に対し主張することを含め、具体的な対応を図ることとする。

2. 産別制度賃金、並びに、個別賃上げについて

- (1) 産別制度賃金(産別最低賃金、るべき賃金、基準賃金、標準者賃金)の引き上げに係る要求については、20春闘とは切り離して継続協議する。
- (2) 各加盟組合の賃金の引き上げ要求に対して、日港協傘下店社は、12春闘協定第1項-(1)にもとづき、適正料金支払い等の施策を講じ、誠意ある回答を行う。

3. 港湾労働環境の整備について

(1) 週休二日制の実施について

- ① 日港協は、14春闘協定第2項-(3)にもとづき、全港・全職種において週休二日制(「5.9協定」91.5.9付け)を実施できるよう周知する。
- ② 当該労使は、これを実施するために1年を目途に協議を行う。
- ③ なお、関連職種においては、各社縦割り(関係元請・専業)での協議を行い、早急に実施できるよう努力する。

(2) 定年延長について

65歳定年制度が社会的要請であると認識し、2025年を待たずに前倒しで実施するよう努力する。

(3) 産別労災補償制度について

産別労災企業補償制度の導入については、労使政策委員会において、全国の実態調査を実施し、全国水準の設定について調査研究を行う。

4. 頻発する自然災害への対処について

地区労使は、港湾労働者の安全を前提とした防災マニュアルを作り、傘下店社に周知するとともに、日常的な訓練を実施し、マニュアルの実効性を高める。

5. 所謂「働き方改革」への産別的対応について

(1) 日港協傘下各店社は、現行産別協定及び、「働き方改革」の諸法令を遵守すべく、休日・休暇、並びに時間外労働に関する諸協定を整備する。

(2) 上記(1)の実施できる環境が整うまでの措置として、労使共同で、行政の政策支援、激変緩和措置が得られるよう取り組む。

6. 港湾の「高度化」事業、「自動化・機械化」への労使の取り組みについて

港湾への「自動化・機械化」導入など、所謂「AIターミナル高度化事業」の課題について、労使合意により設置した「労使ワーキング・グループ」において真摯に協議する。

7. 港湾労働秩序の確立について

(1) 港湾労働法における労働者証の意義を重視し、所管行政等と協議し、ワッペン貼付の取り組みを推進する。

(2) 港湾労働法の全港・全職種適用について、専門委員会協議での意思一致を図り、所管行政に具体化をはかるよう求めていく。

8. 労使政策委員会での継続課題について

(1) 放射線量検査、及び中古自動車(建機)輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被爆等の健康診断を実施する件。

- (2) 産別協定の適用拡大と協定集の編纂について
① 現行の産別協定を、全港・全職種適用と改定する件。
② 2012年以降の労使協定・確認書などについて整理し、現行の産別協定集と合体させて編纂・発刊する件。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫、並びにゲート業務に係る職域拡大の件。
- (4) ユーザーに対して「港湾倉庫・特定港湾倉庫」指定への協力と理解を求める件。
- (5) 東京オリンピック・パラリンピック対策の件。

以上

2020年6月30日



感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会及び、全日本港湾運輸労働組合同盟は、感染症(新型コロナウイルス等)の公衆衛生に係る対応について、下記の通り確認する。

記

1. 港運労使は、港湾物流の社会的重要性に鑑み、港湾労働者並びに港湾運送の事業分野における公衆衛生対策に最大限の努力を行う。
そのために、日港協、及び傘下各店社は、感染予防具の確保、感染予防環境の整備を促進し、港運労使は、検疫体制強化など港湾運送への感染防止の法整備・行政措置を関係者に求めていく。
2. 日港協傘下企業が新型コロナウイルスに関して、従業員に対して休業を命じた場合は、その企業は雇用調整助成金など国の制度を活用するなどして、休業に伴う賃金カットを行わないよう最大限努力する。
3. 新型コロナウイルス感染等の予防措置に伴う諸制度の整備については、継続して協議を行う。
4. 罹患者等への差別的取り扱いは厳に行わない。
5. 緊急事態宣言など、政府が対策を講じる場合は、その対策を含め必要に応じ労使協議し対応を行う。

2020年6月30日

以上

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 吉日正博